

## 青森県教育委員会第773回定例会会議録

期 日 平成25年6月5日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 議案第1号 平成26年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案・・・原案決定
- 議案第2号 平成26年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案・・・原案決定
- 議案第3号 青森県立郷土館協議会委員の人事について・・・原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況

平成25年6月5日（水）

- ・開会 午後4時
- ・閉会 午後4時19分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、島康子、清野暢邦、豊川好司、町田直子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
佐藤教育次長、奈良参事、岡田参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・スポーツ健康各課長
- ・会議録署名委員  
島委員、町田委員
- ・書記  
大館利章、村上健

## 会 議

### 議 事

#### 議案第 1 号 平成 2 6 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

(成田学校教育課長)

青森県立高等学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

平成 2 6 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針については、

- 1 入学志願者の通学区域は、県下一円とする
  - 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜等は、
    - (1) 選抜は、前期選抜及び後期選抜に分けて行い、1 人、前期選抜 1 校 1 学科、後期選抜 1 校 1 学科に出願できる
    - (2) 前期選抜は、一般選抜枠と特色化選抜枠を設け、中学校の校長から提出される調査書、青森県教育委員会が実施する前期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする
    - (3) 後期選抜は、調査書、青森県教育委員会が実施する後期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする
- など、平成 2 5 年度の基本方針を踏襲している。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第 1 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第 1 号は原案どおり決定する。

#### 議案第 2 号 平成 2 6 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

(成田学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

平成 2 6 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針については、

- 1 入学志願者の通学区域は、県下一円とする
- 2 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意

欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする

3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする

とし、平成25年度の基本方針を踏襲している。

(清野委員)

通学区域は県下一円とあるが、実際に通っている在校生の居住地で一番遠いのはどこか。また、下宿しての通学も認めるのか。

(成田学校教育課長)

一番遠いところは野辺地町であり、バスで40分から50分である。あるいは、八戸市の市川地区も遠いところである。下宿については可能であるが、現在まで実際に下宿した事例はない。子どもの発達段階を考えて、親御さんがそのような対応をしないということである。

(鈴木委員長)

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

### 議案第3号 青森県立郷土館協議会委員の人事について

(岡田参事)

このたび、青森県立郷土館協議会委員のうち、学校教育関係の委員を務める樋口博昭氏、山崎奈緒子氏、竹内眞理氏及び柴田眞理子氏から辞任願いが提出されたため、これを承認することとし、その後任として、むつ市立奥内小学校長 宮木くみ子氏、田舎館村立田舎館小学校教諭 五十嵐百合子氏、三沢市立第二中学校長 中山信義氏及び八戸聾学校長 小笠原裕美子氏を新たに委員に任命するものである。

なお、後任委員候補者の任期は前任者の残任期間である、平成25年10月11日までである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。

## その他 職員の懲戒処分の状況

(田村教職員課長)

教育委員会が5月に行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的影響が大きな事案であり、処分後速やかに公表を行った事案1についてご説明する。

三八地域の高等学校の教諭は、平成25年3月10日、健康上の不安から、用事先から自宅に帰る途中、スーパーマーケットでビールを購入し、店の駐車場にとめた車の中で飲酒し、間もなく運転し、その後、別のスーパーマーケットでも同様に飲酒して間もなく運転したものである。

教諭が自宅に到着したところ、自宅前に警察官が待機しており、取り調べを受け、アルコール呼気量が0.53mg/lであったことから、検挙されたもので、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図ってきたが、この度、県立高校教諭による酒気帯び運転が発生したことは、極めて遺憾であり重く受け止めている。

このため、去る5月23日に、県立学校及び市町村教育委員会に対し、服務規律の確保を徹底するよう通知したところであり、県立学校に対しては、交通違反・事故の防止に係る校内研修等の取組みの際には、視聴覚教材等を活用するなど、「教職員の心に響く研修」を実施することで、教職員の注意をより喚起し、再発防止に努めるよう指導したところである。

また、県教育委員会主催の研修においても、交通違反・事故防止のための視聴覚教材を取り入れるなど、より効果的な研修を実施することとしている。

県教育委員会としては、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参りたい。

(清野委員)

事案1、事案5、事案6について伺いたい。まず、事案1に関しては、社会通念上考えられないことである。この教諭のこれまでの勤務の様子はどうであったか。また、人間的にはどういう人物であったか。

(田村教職員課長)

所属していた高校の校長の話では、勤務状況については、休みが特に多いというようなこともなく、教科指導や生徒への接し方についても、特に問題はないということであった。

(清野委員)

人物評はどうか。

(田村教職員課)

校長の話では、人間的にも問題ないということであった。

(清野委員)

この教諭は、勤務の様子も、人間的にも、校長の判断では問題はなかったという事である。それなのに、これだけ異常な事、危険極まりない行為に及んでいる。管理職が予見できなかったのは仕方のないことなのか。

(田村教職員課長)

本人から事情を聞いたところ、なぜこういうことをしてしまったのかという問いかけに対しては、自分の健康上の問題について少し悩んでおり、自暴自棄になってしまったということを回答している。

(清野委員)

事案5について、今回は当該職員が校長になったから処分できたが、もしそのまま退職していたら、処分なしで済ませることになったのか。

(田村教職員課長)

当該職員は処分時点で県教育委員会が任命権者でなかったため、懲戒処分ができなかったものであるが、県費負担教職員になった場合には、懲戒処分を行うことが可能であるので、今回の処分となったということである。逆に言えば、県費負担教職員とならず、そのまま退職となった場合には、処分ができなかったものである。

(清野委員)

事案6であるが、例えば、学校行事に関する事務連絡等にはメールが大変便利であるが、児童とのメールのやり取りは全面的に禁止されているのか。

(田村教職員課長)

当該学校では、学校として、教職員と児童とのメールは禁止しており、校長が機会あるごとに、口頭で指導していたところである。なお、児童に対しては、携帯電話を使わせないというところまでは指導しておらず、保護者に一般的な使い方の指導をするようお願いしているところである。

(豊川委員)

事案3と事案4についてであるが、時間を見ると勤務時間内のものと思われるが、その辺の事情がわかれば伺いたい。

(田村教職員課長)

事案3については、年次休暇中のことである。事案4については、手元の資料としては把握していない。

(鈴木委員長)

事案1については、明らかにアルコール中毒である。こういうものは、周囲の人が早く把握し、あるいは、自分から申告して治療にあたるシステムがあれば、このような事態にはならなかったような気がする。そういった体制づくりもしっかりやってもらいたい。

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、職員の懲戒処分の状況については了解した。